

「赤ちゃんポスト」設置問題を、どうお考えですか？

「赤ちゃんポスト」の問題は国会でも取り上げられたが、こうしたものは1ヶ所できれば後に続く所が出てくるだけに、大人（親）に限らず、自分にとって不都合で排除したいもの、まして人の命、存在に関係することまで、公けに受け入れるものがあるから排除できないという風潮が助長されないかと、危惧を抱き続けている。

こうした風潮は、いじめ、虐待、差別、等々に繋がりがねない心のバリア問題を含みまますよね。

こうした折、新聞の読者欄の「赤ん坊ポスト 親の匿名反対」の高校生の投書が目にとまった。

「コインロッカーに置き去りにされるより遙かにましで、罪のない子どもたちの尊い命がひとりでも多く助かれば素晴らしいこと」で「設置に賛成」と述べた上で、「匿名で置いていくことは腑に落ちない」という。

その理由として、「子どもが成長し『生みの親に会いたい』という感情を抱くのが、人として当然」であり、「匿名では会える可能性が限りなくゼロ」という。

また親とて、その時は切羽詰まった事情であっても、先々子どもに会いたい、引き取りたいと思うようになるかもしれない。

そうした申し出の折も、匿名では照合すら困難を伴うであろうことは容易に推測できる。

以前に当 HP に掲載したが、提供精子で生まれた子どもたちが成人して、やはり「自分の父親は誰か？」という日々の苦悩を告白している（「雑学BN」のマスコミ等コメント関係（Ⅱ）P、2005.11.27.「提供精子で生まれた子－悩み告白－」を目にして：参照）。

また、産院で取り違えミス的事实を壮年期になってから知った人が、やはり自分の実の親を探し求めてることも報道されたこともある。

かように、人は自らの存在の出発点を知りたく、苦悩するものであるよう。

確かに、「赤ちゃんポスト」問題のように心臓が動くという命を最優先に救済しなくてはならないが、命とは人生という時間を感情を伴いながらどう過ごすかということでもある。

その人生の過程で、高校生のいうように、ポストに置かれた子どもの先々の人生の問題を、設置しようとしている病院はどう考えているのかも問われるような気がする。

こうした意味からも、「赤ちゃんポスト」の設置には、厚労省は赤ん坊の命を緊急避難的効果があるということで認めるようであるが、高校生が云うように、もっと慎重に議論・検討されて欲しいと願う。

阿部幸泰 （2007年3月22日 記）

追伸：設置認可の報道記事を2Pに貼付していますので、参照ください。

熊本市が慈恵病院に、「赤ちゃんポスト」の設置を許可

2007年04月05日11時39分

熊本市の慈恵病院(蓮田晶一院長)が提出していた「赤ちゃんポスト」の設置に伴う病院施設の変更申請について、市は5日、許可すると決めた。同日午後1時に記者会見で発表する。子育てできない親から新生児を預かるこのシステムについては、厚生労働省が「(設置そのものには)違法性はない」との見解を示す一方で、安倍首相からは慎重な発言も相次いだ。市はこれらを踏まえ設置は認めるものの、親子を救済するほかの対策も検討している。

赤ちゃんポストは、匿名、実名にかかわらず、経済的な理由など様々な事情から親が育てられなくなった新生児を緊急避難的に引き取り、置き去りや殺害を防ぐのが目的の一つ。慈恵病院は「こうのとりのゆりかご」と呼んでいる。最短なら約1カ月後に運用が始まる見通しだ。

病院の外壁に「窓口」(縦45センチ、横60センチ)を設け、内側の個室に体温と同じ36～37度に温めた保育器を置く。室内に監視カメラを置き、保育器に新生児が置かれるとブザーが鳴り、24時間態勢で待機している看護師らが保護する。この個室は新生児相談室という位置づけで、駐車場管理など医療法が認めた「付随業務」として病院側が運営する。

ただ、匿名で預けられれば育児放棄の助長や、自らの出自を知るといった子どもの権利を侵すなどの指摘もある。このため、病院の玄関やポスト脇には公的相談窓口の連絡先を明示し、ポスト内に「相談して下さい」とのメッセージなどを記した手紙も置く。相談があれば悩みを聞き、子どもを手放すことを思いとどまるよう促す。

実名を名乗れば、戸籍上は実子として養親が迎える特別養子縁組制度があることも伝える。「今は育てられないが後で引き取りたい」という場合は、児童相談所を通じていったん乳児院に預けるなどの方法を紹介する。

相談もなく置かれた場合、病院側は通常の保護責任者遺棄事件と同様に県警や児童相談所に連絡する。児童福祉法に従い、新生児は「棄児(きじ)」として乳児院に預けられる。その後も親が名乗り出なければ、市長が命名し、戸籍を定める。

ポストの設置について厚労省は「違法性はない」としているが、預けた側の保護責任者遺棄などの容疑については、熊本県警が「ケースに応じ必要な捜査をする」との考えを表明している。

病院側は、許可を受けて病棟の改築工事に入る。工期は3週間から1カ月程度という。

同病院の蓮田太二(はすだ・たいじ)理事長らは04年5月、すでに同様のポストが普及していたドイツのキリスト教系病院などを視察。日本国内で新生児を置き去りにしたり、トイレに産み落としたりする事件が絶えないことから昨年12月、医療法に基づき、市保健所に施設変更の申請を出していた。

市は、国内初の事例で「一地方自治体だけでは判断できない」と、幸山政史市長が2月、厚労省に関係法令との整合性について照会。病院への立ち入り調査などでも問題がなかったため、最終調整を進めていた。